

平成 30 年度決算における
財政健全化審査及び
公営企業資金不足比率審査
意見書

西和賀町監査委員

令和元年 8 月

1. 審査の対象

(1) 財政健全化審査分

- ①平成 30 年度決算における実質赤字比率
- ②平成 30 年度決算における連結実質赤字比率
- ③平成 30 年度決算における実質公債費比率
- ④平成 30 年度決算における将来負担比率

(2) 公営企業資金不足比率審査分

- ①平成 30 年度下水道事業特別会計
- ②平成 30 年度農業集落排水事業特別会計
- ③平成 30 年度温泉事業特別会計
- ④平成 30 年度町立西和賀さわうち病院事業会計
- ⑤平成 30 年度水道事業会計

※公営企業資金不足比率審査では、すべての特別会計が対象となっているわけではなく、西和賀町で審査の対象となっているのは、上記の5つの会計だけです。

2. 審査の方法

(1) 財政健全化審査分

審査にあたり、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、計数の確認を行うとともに担当者の説明を聴取し、審査した。

(2) 公営企業資金不足比率審査分

町長から提出された公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼を置き、計数の確認を行うとともに担当者の説明を聴取し、審査した。

3. 審査の日時

令和元年 7 月 30 日（火）午前 9 時 20 分～午前 12 時 00 分

4. 審査の場所

西和賀町役場湯田庁舎 2 階庁議室

5. 審査した監査委員

高橋政芳代表監査委員、児玉正彦監査委員

6. 審査に立ち会った職員

企画課 吉田博樹課長、内記良伸課長代理、高橋高行主査、佐藤圭司主任
監査委員事務局 書記 内記孝洋

7. 審査の結果

(1) 財政健全化審査分

審査に付された書類は適正に作成されており、また、それぞれの指標は、適正な方法で導きだされ正確であると認められた。

(2) 公営企業資金不足比率審査分

審査に付された書類は適正に作成されており、また、それぞれの指標は、適正な方法で導き出され正確であると認められた。

以上のことから、適切な範囲で財政運営が行われており、いずれも健全性を確保していると認められた。

8. 指標の結果

(1) 財政健全化判断比率（財政健全化法第3条関係）

指標	30年度 (A)	29年度 (B)	比較 (A)-(B)	【参考数値】		
				28年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	20%	30%
③実質公債費比率	9.9%	9.0%	0.9%	8.5%	25%	35%
④将来負担比率	85.9%	73.1%	12.8%	61.9%	350%	

(1) - 2 指標の概要

上の表で示す数値が、国の基準値を超えた場合は、財政的に「危険」と見なされ改善に向けた計画を作成しなければなりません。また、4指標のうち1項目でも早期健全化基準を超えれば「財政健全化計画」を、1項目でも財政再生基準を超えれば「財政再生計画」を定めなければなりません。

※早期健全化判断基準の数値は、次のように定められています。

- ①実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて11.25～15%、都道府県は3.75%。
- ②連結実質赤字比率は、市町村は財政規模に応じて16.25～20%、都道府県は8.75%。
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも25%。
- ④将来負担比率は、市町村は350%、都道府県と政令市は400%。

※財政再生基準の数値は、次のように定められています。

- ①実質赤字比率は、市町村は20%、都道府県は5%。
- ②連結実質赤字比率は、市町村は30%、都道府県は15%。
- ③実質公債費比率は、市町村・都道府県とも35%。
- ④将来負担比率は、定められていません。

【①実質赤字比率】

一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度に繰り越すべき財源などを控除した実質収支額が赤字の場合に、町税収入や地方交付税などの標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率です。

赤字ではないため「—」と表示しています。

【②連結実質赤字比率】

町の全ての会計(一般会計のほか下水道、温泉などの特別会計も含む)を対象とした実質収支額が赤字の場合に、標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率です。
赤字ではないため「－」と表示しています。

【③実質公債費比率】

町の一般会計などから支出する地方債元利償還金などの標準的な財政規模に対する比率です。数値が低いほど、財政が健全であることを示します。

今回の審査で確認したところ、早期健全化基準値を下回っていますが、前年度と比較すると 0.9 ポイント上回っています。これは、合併算定替特例の縮減により、交付税額が前年度に比べ減少したこと及び特別会計の地方債の償還に充てたと認められる繰出金が増加したことによるものです。

【④将来負担比率】

町の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の、標準的な財政規模に対する比率です。数値が低いほど、財政が健全であることを示します。

今回の審査で確認すると、早期健全化基準値を下回っていますが、前年度と比較すると、12.8 ポイント上回っています。これは、公営企業への一般会計からの地方債の償還に充てられる繰出金の増加及び地方交付税算入が見込まれる公債費の減少によるものです。

(2) 公営企業会計資金不足比率(財政健全化法第22条関係)

会計区分	30年度	29年度	比較	【参考数値】	
	(A)	(B)	(A)-(B)	28年度	国で示す早期健全化基準値
簡易水道事業特別会計		－	－	－	20%
下水道事業特別会計	－	－	－	－	
農業集落排水事業特別会計	－	－	－	－	
温泉事業特別会計	－	－	－	－	
町立西和賀さわうち病院事業会計	－	－	－	－	
水道事業会計	－				

(2) - 2 指標の概要

【資金不足比率】

町の公営企業会計ごとの収入と支出の差し引きが赤字(不足)の場合の、事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標です。

どの会計も資金が不足していないため「－」と表示しています。

9. 是正改善を要する事項

いずれも指摘すべき事項はありません。